

(施行期日)
第一条 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の規則九一一七第一条第一項に規定する内部部局等に置かれる同項に規定する課長補佐又は人事院が当該課長補佐に相当すると認める官職（以下この項及び次条において「課長補佐等の官職」という。）を占めていた職員であつて、その官職を同日から引き続き占めるもの（本府省業務調整手当を支給されない者のうち、人事院が定めるものに限る。）には、経過措置基準額（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員にあっては勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ当該経過措置基準額に乘じて得た額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。同日において課長補佐等の官職を占めていた職員のうち、これらの職員との均衡上必要があると認められる職員として人事院が定める職員についても、同様とする。

一 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の百
二 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の七十五
三 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の五十
四 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の二十五

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員 同日に当該職員に適用されていた俸給表の別及び当該職員の属していた職務の級に応じ、附則別表第一の俸給の特別調整額欄に掲げる額（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員にあっては、附則別表第二の俸給の特別調整額欄に掲げる額）

二 前号に掲げる職員以外の職員 前号に掲げる職員との均衡を考慮して人事院が定める額 前条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員又は課長補佐等の官職を占める職員 であつて本府省業務調整手当を支給されるものに対する附則第五条の規定による改正前の規則九一一七一一〇九（人事院規則九一一七（俸給の特別調整額））の一部を改正する人事院規則附則第二項及び第三項の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同項第一号中「いた俸給の特別調整額」とあるのは、「いた俸給の特別調整額」に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第二号中「いたとしたならばその者が受けけることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第三号及び第四号中「俸給の特別調整額」とあるのは「俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第五号中「した場合に」とあるのは「して」と、「准じてその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「よるものとした場合の額」とする。

第四条 前二条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員は、給与法第十条の三第一項及び第十九条の三第一項に規定する管理職員並びに給与法第十九条の八第二項に規定する管理職員等に含まれないものとする。

附則別表第一（附則第二条関係）
一 行政職俸給表（一）

職務の級	俸給の特別調整額
5級	31,700円
6級	33,200円
7級	35,400円
5級	34,400円
6級	35,800円
7級	36,300円

附則別表第二（附則第二条関係）
一 行政職俸給表（二）

職務の級	俸給の特別調整額
5級	29,200円
6級	25,700円
7級	23,600円
5級	26,000円
6級	28,000円
7級	30,900円

附則（平成二一年四月一日人事院規則九一一七一一〇九）

この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二一年五月二九日人事院規則一一五四）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年七月一四日人事院規則九一一七一一〇九一一）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。
この規則は、平成二十一年四月一日から適用する。
基地の項は、平成二十一年四月一日から適用する。

附則（平成二一年九月一日人事院規則一一五五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年一月三〇日人事院規則九一一七一一〇九一一）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。
この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附則（平成二一年二月二八日人事院規則一一五六）抄

（施行期日）

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日人事院規則九一一七一一二二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一月三〇日人事院規則九一一七一一二二）抄

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二八日人事院規則九一一七一一二四）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(平成二十一年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読み替え)
第二条 平成二十一年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の規則九一一七第三条の規定の適用については、同条中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日(二)とあるのは、「規則九一一七一一二四(人事院規則九一一七(俸給の特別調整額))」の一部を改正する人事院規則の施行の日(二)と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

附則 (平成二三年四月一日人事院規則九一一七一一二五)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年六月三〇日人事院規則九一一七一一二六)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の十八の表の改正規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

附則 (平成二三年九月一日人事院規則九一一七一一二七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年三月三〇日人事院規則九一一七一一二八)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年四月六日人事院規則九一一七一一二九)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年六月二九日人事院規則九一一七一一三〇)

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附則 (平成二四年八月七日人事院規則九一一七一一三一)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年九月一九日人事院規則一一五九) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年四月一日人事院規則一一五九) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年四月一六日人事院規則九一一七一一三二)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年五月一六日人事院規則九一一七一一三三)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年四月一日人事院規則九一一七一一三四)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年五月一〇日人事院規則九一一七一一三五)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年七月一日人事院規則九一一七一一三四)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年一月二七日人事院規則九一一七一一三六) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年四月一日人事院規則九一一七一一三七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年五月二九日人事院規則九一一七一一三八)

この規則は、平成二十六年五月三十日から施行する。

附則 (平成二七年一月三〇日人事院規則九一一七一一三九)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年五月一日人事院規則九一一七一一四〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年四月一〇日人事院規則九一一七一一四一)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年五月一日人事院規則九一一七一一四二)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年九月一日人事院規則九一一七一一四三)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年一〇月一日人事院規則九一一七一一四四)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年一月二八日人事院規則九一一七一一四五)

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二六日人事院規則九一一七一一四五)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一一七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附則 (平成二八年四月一日人事院規則九一一七一一四七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年三月三一日人事院規則九一一七一一五〇)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年七月七日人事院規則九一一七一一五一)

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附則 (平成二九年七月一四日人事院規則九一一七一一五二)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年九月二九日人事院規則九一一七一一五三)

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則 (平成二九年一二月一五日人事院規則九一一七一一五四)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一一七の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附則 (平成二九年一二月一五日人事院規則九一一七一一五五)

この規則は、平成二十九年一二月一日から施行する。

附則 (平成二六年二月二八日人事院規則一一六一)

この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。

附則 (平成二六年五月一九日人事院規則一一七一一三七)

この規則は、平成二十六年五月三十日から施行する。

附則 (平成二六年五月二九日人事院規則九一一七一一三八)

この規則は、平成二十六年五月三十日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年一月三〇日人事院規則九一一七一一五九)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年五月一日人事院規則九一一七一一六〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年九月一日人事院規則九一一七一一六一)

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二六日人事院規則九一一七一一六二)

この規則は、平成二十八年一月二六日から施行する。

附則 (平成二八年九月一日人事院規則九一一七一一六三)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三〇日人事院規則九一一七一一六四)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年一二月一五日人事院規則九一一七一一六五)

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一月一日人事院規則九一一七一一六六)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一〇月一日人事院規則九一一七一一六七)

この規則は、平成三〇年一〇月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一二月二八日人事院規則九一一七一一六八)

この規則は、平成三〇年一二月二八日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日人事院規則九一一七一一六九)

この規則は、平成三〇年三月三十日から施行する。

附則 (平成三〇年一〇月一日人事院規則九一一七一一七〇)

この規則は、平成三〇年一〇月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一二月一五日人事院規則九一一七一一七一)

この規則は、平成三〇年一二月一五日から施行する。

附則 (平成三〇年三月一〇日人事院規則九一一七一一七二)

この規則は、平成三〇年三月一〇日から施行する。

附則 (平成三〇年一二月一五日人事院規則九一一七一一七三)

この規則は、平成三〇年一二月一五日から施行する。

附則 (平成三〇年一月三〇日人事院規則九一一七一一七四)

この規則は、平成三十一年一月一日から適用する。

法務局		課長		部長		部次長		局長		局長		分室長		首席審査官		統括審査官	
高等検察庁支部 課長	高等検察庁 検察監査官	最高検察庁 事務局長	組織 課長	最高検察庁 事務局長	官職 課長	十八 検察庁	支部 統括保護観察官	保護観察所 統括登記官	法務局、法務局支 局、地方法務局又 は地方法務局支局 の出張所	法務局又は地方法 務局の支局	法務局支局長	統括登記官 (人事院の定めるものに限る。)	五種	五種	五種	五種	四種(人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種)
四種	四種	四種	三種	三種	二種	二種	二種	二種	五種 (人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種)	五種 (人事院の定めるものに限る。)	五種	五種 (人事院の定めるものに限る。)	五種	五種	五種	五種	四種(人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種)

支署			関税局、財務支局又は財務事務所の出張												財務事務所			税関研修所		
統括審査官	課長	次長	支署長	統括監視官（人事院の定めるものに限る。）											課長	部長	支局長	課長	副所長	課長
四種	三種	四種（人事院が別に定める場合にあつては一種、二種又は三種）													二種	二種	二種	二種	四種	

税関、税関支署、沖縄地区税関又は沖縄地区税関支署の出張			税関研修所												税務大学校			内部部局			二十四 国税庁		所	
特別国税調査官	課長	部次長	所長	国税事務所	国税局及び沖縄	支部	国税不服審判所	地方研修所	税務大学校	内部部局	組織	官職	区分	課長	次長	課長	次長	課長	部長	副所長	統括監視官（人事院の定めるものに限る。）	統括審査官	税関、税関支署、沖縄地区税関又は沖縄地区税関支署の出張	
四種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種、三種又は四種）	三種	五種（人事院が別に定める場合にあつては二種、三種又は四種）	

地方測量部		地理地殻活動研究センター		国土地理院		岩沼研修センター		航空保安大学校		柏研修センター		国土交通大学校		国土技術政策総合研究所		国土交通政策研究所		
部長	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	室長	課長	監査官	調査官	課長	部長	部長	科長	所長	課長	科長	校長	教頭	主任教官	課長	科長	
合にあつては二種又は三種の場	四種（人事院が別に定める場	四種	三種	二種	四種	三種	二種	二種	五種	四種	二種	四種	二種	一種	四種	四種	二種	二種

		国際組織犯罪対策基地	
特殊警備基地	特殊警備基地	業務調整官（人事院の定めるものに限る。）	基地長
特殊救難基地	特殊救難基地	次長（人事院の定めるものに限る。）	基地長
機動防除基地	機動防除基地	次長（人事院の定めるものに限る。）	基地長
水路観測所	水路観測所	業務調整官（人事院の定めるものに限る。）	基地長
四十二 環境省	四十二 環境省	所長（人事院の定めるものに限る。）	基地長
組織	組織	官職	官職
内部部局	内部部局	局次長	局次長
機動防除基地	機動防除基地	部長	部長
特殊救難基地	特殊救難基地	課長	課長
特殊警備基地	特殊警備基地	分室長	分室長
水路観測所	水路観測所	次長	次長
四十三 原子力規制委員会	四十三 原子力規制委員会	所長	所長
組織	組織	センター長	センター長
支所	支所	次長	次長
支所長	支所長	課長	課長
部長	部長	部長	部長
課長	課長	課長	課長
副所長	副所長	所長	所長
原子力規制官	原子力規制官	主任研究員（人事院の定めるものに限る。）	主任研究員（人事院の定めるものに限る。）
企画官（人事院の定めるものに限る。）	企画官（人事院の定めるものに限る。）	室長（人事院の定めるものに限る。）	室長（人事院の定めるものに限る。）
二種	二種	二種	二種
区分	区分	二種	二種

6級	7級	8級	9級	10級	職務の級	五 公 安 職 俸 給 表 (二)	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	職務の級	四 公 安 職 俸 給 表 (二)	4級	5級	6級	7級	8級				
三種	四種	三種	二種	三種	二種	一種	二種	一種	一種	二種	三種	二種	二種	一種	二種	五種	四種	五種	四種	五種	四種	五種		
78,68,21000円	79,90,5000円	93,95,8000円	119,104,7000円	130,200,1000円	139,300,0円	俸給の特別調整額	50,1,80000円	63,4,60000円	55,90000円	67,100000円	78,100000円	68,90000円	79,80000円	83,70000円	90,90000円	95,80000円	104,70000円	119,100000円	130,200000円	139,300000円	149,200000円	154,100000円	159,100000円	164,100000円
三種	四種	三種	二種	三種	二種	一種	二種	一種	一種	二種	三種	二種	二種	一種	二種	五種	四種	五種	四種	五種	四種	五種		
78,68,21000円	79,90,5000円	93,95,8000円	119,104,7000円	130,200,1000円	139,300,0円	俸給の特別調整額	50,1,80000円	63,4,60000円	55,90000円	67,100000円	78,100000円	68,90000円	79,80000円	83,70000円	90,90000円	95,80000円	104,70000円	119,100000円	130,200000円	139,300000円	149,200000円	154,100000円	159,100000円	164,100000円

職務の級		区分		俸給の特別調整額
4級	5級	6級	7級	
十三 福祉職俸給表		職務の級	区分	俸給の特別調整額
4級	5級	6級	7級	41,600円
4種	4種	4種	4種	44,200円
44,100円	48,200円	56,200円	63,800円	51,500円
4種	3種	3種	3種	58,200円
44,100円	48,200円	56,200円	63,800円	75,800円

備考 第一条第一項に規定する官職のうち、この表に掲げられていない俸給の特別調整額を定める特段の事情があると人事院が認める官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額については、当該職員の属する職務の級及び当該官職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事院が別に定める額とする。

- 一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る俸給の特別調整額未満の額
- 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る俸給の特別調整額を超える額
- 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分に係る俸給の特別調整額の区分があるときは、当該俸給の特別調整額未満の額
- 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分に係る俸給の特別調整額の区分があるときは、当該俸給の特別調整額を超える額